

「BG KIDS トクシマ」会則

(名称)

第1条 この団体の名称は、「BG KIDS トクシマ」とする。

BGはBoard Gamesの頭文字をとったものである。

ボードゲームとは、専用のボード(盤)の上で駒を置いたり、動かしたり、取り除いたりして遊ぶゲームの総称であるが、この会におけるボードゲームとは、カードのみを使ったカードゲームや紙やペンを使った謎解きゲームなどを全て含む、非電源系テーブルゲームとする。KIDSは「子供たち」を意味する。

(事務所所在地)

第2条 本会の事務所は、徳島県徳島市八万町千鳥83-5-サーパス八万町505号に置く。

(団体の目的)

第3条 本会は徳島県内の、児童館、放課後児童クラブ、放課後子供教室、保育所、幼稚園、小中学校などの学童・児童施設およびコミュニティセンターなどの地域の交流スペースに、ボードゲーム、カードゲーム、謎解きなどの室内ゲーム文化を広め、学童・児童の情緒や知能の成長を助けることと、子供たちと地域の人々とのゲームを通じた交流による、地域の活性化を目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにボードゲーム普及活動を行い、次の事業を実施する。

- (1) 学童・児童施設およびコミュニティセンターなどでのボードゲームの体験イベントの企画・開催
- (2) ゲームインストラクター養成のための講習会、ゲームインストラクター同士の研修会などを企画・開催
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(構成員)

第5条 この団体の構成員は、団体の目的に賛同し、共に活動する意志のある者を参加の条件とする。

(役員)

第6条 この団体に以下の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 若干名

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。任期終了前に次期の役員を選ぶ。

(代表)

第8条 代表は会を代表し、会の運営に当たる。副代表は代表を支え、代表がいない時には代わりに務める。

(会費)

第9条 特に徴収しない。

(事業年度)

第10条 この団体の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日とする。

(会則の変更)

第11条 この会則は、構成員の話し合いにより変更することができる。

(設立年月日)

第12条 この団体の設立年月日は令和4年10月1日とする。

(規約施行日)

第13条 この会則は、令和4年10月1日から施行する。

(附則)

2022.11.03 事務所所在地変更

2022.11.10 事務所所在地変更

2023.02.04 事務所所在地変更